

Q6-2. 監理団体の責務

監理団体は、以下の事項を守るということを約束しています。これらの事項を守るという条件付きで、許可を受けることとなりますので、監理団体は十分注意する必要があります。

【誓約事項】

- 1 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘または監理事業の紹介することは、決していたしません。→パンフレットやホームページなどの記載内容にご注意ください。
- 2 保証金の徴収やその他の名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 3 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国の送出期間との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。→罰金を定めるような文書を作成することはできません。
- 4 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為を行うことは、決していたしません。→実習生に携帯電話を持たせない、インターネットを利用させない、外部との接触を禁止するということはできません。
- 5 入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません。→1日だけ早めえるぐらいいいだろう、という考えは通用しません。
- 6 技能実習計画と反する内容の取り決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 7 団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬をうけることはありません。監理費を徴収する場合には、団体監理実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収します。→実習生やその親族等からお金を受け取らないようご注意ください。日本にいる実習生からお金を預かり、現地に届けるようなことも断るべきです。監理費については、省令第37条の規定に違反しないものに限り、監理費料金表等によって明示したうえで徴収可能となります。
- 8 不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的、不正に監理団体の許可を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりすることは、決していたしません。→実習実施者の不正を知ったにもかかわらず、監査で問題がないというような虚偽の記載をすることも認められません。法第39条第3項や、省令第52条11号違反となります。
- 9 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。→帰国旅費を実習実施者の負担とすることも可能です。もし実習生や送出機関等が負担した場合、省令第12条

1 項第 6 号や第 52 条第 9 号違反となります。

- 10 上記のほか、法第 39 条第 3 項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。→技能実習法令を理解する必要があります。

○各監理事業所の監理責任者は、下記に掲げる任務を担うものであることを理解したうえで、下記に掲げる事項について誓約しています。

【任務】

- 1 以下に関する事項を統括管理する事。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受け入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関する事
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他関係者の財産の管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国人の送出し機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 実習監理を行う団体監理型実習実施者又はその役職員を兼務するなど*規則第 53 条第 3 項各号に掲げる者に該当するときは、当該団体監理型実習実施者に対する実習監理には関与しません。

*規則第 53 条第 3 項各号

- 一 当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、または過去 5 年以内にこれらの者であった者
- 二 前号に規定する者の配属者又は二親等以内の親族

三 全 2 号に掲げるもののほか、当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、実習監理の公正が害されるおそれがあると認められるもの

4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する * 法律第 40 条第 2 項に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、監理責任者の地位をの退きます。

* 規則第 40 条第 2 項

一 第 26 条第 5 号イ（第 10 条第 10 号に係る部分を除く。）又は口から二までに該当するもの。

* 法第 26 条第 5 号イ、ロ、ハ、ニ

イ 法第 10 条第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 9 号又は第 10 号に該当する者

ロ 第 1 号（第 10 条第 12 号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ 法第 37 条第 1 項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第 1 号の規定により監理許可を取り消された場合については、第 1 号（第 10 条第 12 号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る）において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であったもので、当該取消の日から起算して 5 年を経過しないもの

ニ 第 3 号に規定する期間内に第 34 条第 1 項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であったもので、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないもの

二 前項の規定による選任の日前 5 年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

三 未成年

5 監理責任者になりえない者に代わって監理責任者に就任するものではなく、ほかのものに名義を貸与することはありません

6 監理責任者として職務を全うする上で支障がない健康状態です。今後健康上の支障が生じた場合は、直ちに申請者に申告するとともに、監理責任者の地位を退きます。